

Title	長崎県における近代的銀行資本の形成要因：小野組破綻が長崎に与えた影響
Sub Title	The factor that formed a modernistic bank in Nagasaki Prefecture
Author	小山, 幸伸(Koyama, Yukinobu)
Publisher	三田史学会
Publication year	2003
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.72, No.3/4 (2003. 12) ,p.89(417)- 112(440)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20031200-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

長崎県における近代的銀行資本の形成要因 —小野組破綻が長崎に与えた影響—

小山幸伸

はじめに

筆者はこれまでに幕末の高利貸商人である永見家を取り上げ、同家が幕末期に長崎において市中貸付から大名貸へと成長し、やがて近代に至り永見伝三郎の時代に松田源五郎らと第十八国立銀行を設立したことを述べた⁽¹⁾。

近代における永見家は、明治三年に「協力社」設立に加わり、翌明治四年には松田家とともに「永見松田商会」を設立し、明治五年には同商会を「立誠会社」へと改名し、明治一〇年に第十八国立銀行を設立している。その間に、第一国立銀行とコルレスポンデンス約定を締結し、中央と長崎とを結ぶ重要な金融機関となっているのである。⁽²⁾

そこで本稿では、まず小野組長崎支店の経営と破綻についてその経緯を確認したい。小野組については、宮本又次氏の大著がある⁽³⁾。宮本氏およびその他の研究⁽⁴⁾に依拠しながら、小野組について述べるとともに、長崎県が大蔵省に提出した史料の分析から、長崎における破綻の影響を、長崎商人とりわけ立誠会社への影響を考察したい。

ところで、明治初期に各府県の為替方として地方に進

方として、どのように經營を行なつたのか、またそこに関与した地方の高利貸商人が、その破綻をひとつ的原因として、前近代的利貸資本から近代的銀行資本へと転換する過程を考察することが本稿のねらいである。

一小野組の地方への展開

明治維新前の小野家は、近江国大溝出身の商人であり、南部に進出し、上方からは南部に棉・木綿・古手雜貨を運び、南部からは砂金・紅花・紫根を上方に送り、上方と南部の物産交易を営んでいた。⁽⁵⁾ このような遠隔地商業によつて蓄財し、安永五年（一七七六）幕府の金銀御為替御用達となり、十人組に加入している。この地位を利し、小野家は御為替名目金を自己の営業資金に流用し、京都では和糸問屋・生絹問屋・紅花問屋を、江戸では下り油問屋・下り古手問屋・繰綿問屋、南部では木綿商・古手商・酒造業を営んだことが知られている。⁽⁷⁾

このような実績を買つて、明治維新政府は、財源確保のために慶応三年十二月に金穀出納所を設けた際に、三井三郎助・島田八郎左衛門とともに小野善助を「金穀出納所御用達」とし、慶応四年一月十七日には「出納所御用達」に任じた。御為替方としての小野組・島田

組・三井組の動向は【表1】に示した通りである。彼ら京都商人が明治維新时期において財政基盤を形成していたことは、会計基立金の応募状況が、その事務を取扱つた御為替方三家（一一・五パーセント）を含む三都商人（七四・三パーセント）を中心としていたことからも判明する。⁽⁸⁾

為替方の本来の業務とは、政府公金の為替業務であり、それに伴い会計局出納取扱として特権化して行き、公金取扱いや、租税はじめ国庫の収納支出送金などを担当するのであるが、当時の社会情勢から租税の収納支出送金と貢米輸送とは連動する業務となつた。そのため後述するように、小野組は地方に展開することで、貢租米の販売による蓄財を可能としたのである。このことに決定的な意味を持ったのが、明治四年に断行された新貨条例と廢藩置県という二つの政策であつた。

明治四年五月一〇日に発布された「新貨条例」・「造幣規則」に伴い、六月一六日より内地の地金を回収し改鑄を開始したのであるが、その事務取扱にオリエンタルバンク大阪支店と三井組が就任し、「新貨幣御發行為換座御用」を三井組が一手に引き受けることとなるのである。⁽⁹⁾ いっぽう、同年七月一四日には廢藩置県が断行されるが、

表1. 為替方関係年表

慶応3年12月26日	三井三郎助・小野善助・島田八郎左衛門、「金穀出納所御用達」となる。
慶応4年正月12日	三井・小野・島田が、「出納所御用達」に任命される。
〃年2月3日	三井組・小野組・島田組、「会計事務局為替方金錢出納事務」となる。
明治元年12月14日	三井組・小野組・島田組、「会計官官金為替御用達」と名称変更。
明治2年正月	三井組・小野組・島田組、「会計官為替方」と名称変更。
〃年7月18日	三井組・小野組・島田組、「大蔵省為替方」となる。
明治4年6月16日	三井組・オリエンタル銀行大阪支店が、「貨幣為換座」となる。
明治5年8月5日	三井小野組合銀行が、大蔵省為換御用係に就任
明治6年7月5日	「各府県為替方設置手続及び為替規則」が定められる。 ①府県為替方は、巨商豪農何人でもよく、身元確実な者を選び、大蔵省の許可を受けて任命する。 ②府県為替方には、公債証書または不動産による担保(預け金の3分の1または4分の1)を供出させる。 ③府県為替方は、各府県から大蔵省に通送する租税金を為替を以って送納する。 ④租税の収納および送付をも取り扱う。
明治7年2月	「各府県為替方設置手続及び為替規則」を修正 =担保は、毎年取扱い金額の3分の1に確定
〃年10月22日	「各府県為替方設置手続及び為替規則」を再修正 =担保を、預け金相当額に引き上げる。
〃年10月24日	追加指令 =追加担保の提供期限を12月15日とする。

(注) 宮本又次『小野組の研究』第3巻、(大原新生社、1970年) 参照

表2. 為替方三家の府県為替取扱い実績

年 次	三 井	島 田	小 野
明治5年	5県 神奈川・静岡・新潟・度会・愛知	不明	21県 長崎・兵庫・滋賀・犬上・長野 浜松・群馬・入間・若松・福島 宮城・岩手・青森・置賜・山形 奈良・豊岡・磐前・三重・山梨 水沢
明治6年	3府12県 東京・京都・大阪 神奈川・静岡・新潟・度会・愛知 新治・千葉・三重・岐阜・水沢 宮城・和歌山	不明	1府28県 大阪 足柄・熊本・栃木・長野・福島 磐前・若松・岩手・青森・山形 置賜・酒田・秋田・小倉・佐賀 白川・愛知・浜松・筑摩・高知 福岡・長崎・奈良・滋賀・飾磨 大分・豊岡・堺
明治7年	3府13県 東京・京都・大阪 神奈川・静岡・新潟・度会・愛知 新治・千葉・敦賀・岐阜・水沢 宮城・和歌山・山口	7県 名東・岡山・小田・鳥取・北条 宮崎・山梨	1府33県 大阪 若松・飾磨・高知・福岡・兵庫 長崎・足柄・熊谷・栃木・奈良 堺・愛知・浜松・滋賀・筑摩 長野・福島・磐前・岩手・青森 山形・置賜・酒田・秋田・敦賀 相川・豊岡・鳴根・浜田・小倉 大分・佐賀・白川

(注) 宮本又次『小野組の研究』第3巻(大原新生社、1970年) 102~110頁参照

そのなかで三井組・小野組・島田組は「府県方」と称し、府県為替方へも参入するのである。【表2】に示したように、とりわけ小野組は地方に対して積極的に進出していた様子が分かる。このことは、三井が「新貨幣御発行為換座」を独占したことに対し、小野組が対抗するため、府県為替方に積極的に展開したものと評価できる。⁽¹⁰⁾ 府県為替方の業務は、①各府県から大蔵省への租税金を為替送金する、②租税の収納および送付そのものを取り扱う、というものであり、米の収納ならびに貢米の売買にかかる業務を担つたのである。そのため小野組は東北一一県の租税収納をいち早く開始している。これにより米の地域的価格差を利用した商業利潤を獲得し得たのである。また官金回送に伴い、無利子の官金預金を一定期間自己の計算において運用できるのである。このような資金を、小野組は生糸貿易や鉱山経営に投資しているのであるが、当時の生糸貿易は価格変動が大きく危険を伴うものであつたし、鉱山経営は固定資本形成が大きく、⁽¹¹⁾ 資本回収は容易に進展するものではなかつた。

このように、明治四年に維新政府が実施した政策は、政商資本と深く結びついて実施されるもので、その後数年間は、未だ国立銀行設立が不振であり、金融活動は依

然中央の政商資本に依存せざるを得ない状況であった。⁽¹²⁾

すなわち、明治維新政府が断行した統一政策が、三井組や小野組という政商資本の存在形態に決定的要因となつたのである。このことは、石高制から近代的金納制への過渡期における資本の存在形態を示すものと捉えられる。明治五年八月の太政官布告を以て、政府は石代納の全面的実施をめざした。政商や豪農商はこれに対応し、正米納分を買請け、その代金で石代納する買請石代納を行なつた。⁽¹³⁾ 買請石代納は、政商の利潤獲得手段となつたのであるが、このことをより有利にした条件が、府県為替方に就いていたことであつた。三井組や小野組などの政商は、米価の地域間格差を利用して巨利を得たのであるが、それには、近代的租税制への過渡期に存在した買請石代納制が大きく寄与したのである。明治七年九月二〇日の大蔵省布達を以て、買請石代納制は停止されたが、このことは米穀取引に大きな比重を置いていた小野組にとっては、三井組以上に大きな打撃であり、小野組が自ら為替方を返上しようとした背景には、この経営基盤の喪失があり、その後の両者の相異要因のひとつとなつた。

二 小野組長崎支店の經營

(一) 長崎商人と小野組長崎支店

前述のごとく、小野組は地方に展開することで、その經營を拡大した政商であつた。したがつてその破綻は、地方に多大な影響を与えたのである。その影響を、小野組支店が早期から設置されていた長崎について見てみたい。

長崎県に残る小野組関係資料としては、今日長崎県立長崎図書館が所蔵している『会計課事務簿』一四冊がある。これらは、長崎県会計課が小野組破綻に関連する長崎県側の史料をまとめたものである。⁽¹⁴⁾

その史料群の中で、県庁側がどのように対応するべきか、中央政府に対して指令を仰いでいる「小野組一件大蔵省指令」や「小野組一件官省伺届」は、県庁側が抱えていた現地長崎での問題点をよく反映するものである。とりわけ、府県為替方を務めていた小野組の破綻問題であるので、大蔵省に対し伺いを立てている内容は、県側の懸念事項が最も反映しているものと思われる。勿論、そこに登場する事例以外にも、別の事務簿には長崎県が大蔵省に伺いを立てている史料も見られる。しかし、そ

れらも小野組破綻後の処理をめぐる問題であるため、多くはここで取り上げた問題と同じ傾向を示す。その内容を一覧すると、【表3】のごとくになる。

この【表3】には松田源五郎の名がしばしば見られるが、松田源五郎は小野組長崎支店を預かつており、明治五年一〇月には等外第一等元方人であつた。次の史料は【表3】に出て来るものであるが、そこから松田源五郎が家屋を小野組支店として貸していたことが判明する。⁽¹⁵⁾

(史料1)

当県下商松田源五郎家屋敷借請、^(マニ)小組支店取設有之候處、宿料未渡之儀源五郎ヨリ甲号出願致候付、同店名代北邨兵助取糺候處、乙号申出未渡は事実相違無之候（略）

（『会計課事務簿』）

また松田源五郎は、家屋の賃料だけでなく、給与も未払いであつたため、支払いを要求している。⁽¹⁶⁾

(史料2)

松田源五郎長崎小野組傭勤中、月俸金七百二拾円^(二)四ヶ^(四)月分未渡之儀ニ付願出候間、同店名代北邨兵助及推問候處、別紙申出候、既ニ客歲閉店之后取糺委曲上申仕置候通、未渡は事実相違無之候得共、同組取扱

備考	回答
長崎出張所が小野組に預けていた212円余りを補填するため諸経費の支給を申請	願の通り、金200円一時繰替として下渡すので、出納寮より達があり次第受取ること
小野組長崎支店が所有していた動産・不動産の処分に関する費用ならびに東京出張の旅費を申請	米の売却に関する費用ならびに旅費は、小野組からの上納金で支給する。但し旅費は1日55銭
小野組と松田源五郎が各府へ抵当として差入れた新旧公債証書について、帳簿を全て大蔵省に送ったために調査が出来ないので、大蔵省で指揮してもらいたい	松田源五郎と小野善右衛門の願出を聞き届け、即金で3,002円46銭9厘は当地(東京)で収納し、新公債6,250円・旧公債25円は長崎県に下渡す
松田源五郎から小野組への貸金の抵当として預かっていた新旧公債証書の御下渡しに付いて、小野組としては返却が難しい。3,002円余を上納するので、公債証書を下渡してほしい	(記載なし)
松田源五郎から小野組への負債高から預金を差引いた残高4,606円余を上納する	殊勝であり聞き届ける
明治7年に租税頭代理岩橋大蔵少丞に上納したが、明治7年大蔵省達に照らすと故障があるので、今回だけは別紙の納証書を以て本納取立てとしたい	聞き届けがたい
松田の預金の内、払済れがあったが帳簿を大蔵省に提出しており点検できないので、指令を仰ぎたい	洋銀200ドル=金206円を15,058円61銭の内より受け取るように
小野組に対して債券の確証を持つ者や為替証券を所持する者は届出るよう布達したところ、為替証券10枚・金726円80銭の届出があった。	全て取りまとめて至急差し出すように
長崎県へ福岡県から差し戻す分並びに長崎三井小野組合銀行為替証券の差立て渋らし分金3,343円49銭8厘	第一国立銀行で交換が出来ないので、長崎県下小野組支店預金へ引き戻し計算すること
小野組から第一国立銀行大阪支店への預金高3,000円、東京第一国立銀行為替証券6,376円3銭4厘	金6,300円余は前布で指令した、金3,000円は本年2月14日付布達に照らして大阪府へ通知せよ
小野組支店家敷に付いて松田源五郎より出願	小野組所有物から除いて松田に下げ渡す
内田平三郎の小野組に対する金91円18銭4厘の借銀については、小野組への預金357円50銭より差引きし、利子については、閉店までの日歩計算にしたい	差引き勘定を行い、利子の計算については追って連絡する
旧巣原藩負債のうち明治7年6月御下渡公債証書金137円28銭を永見伝三郎へ、佐賀県動搖の際に借り入れた船貨を古川助七郎へ、小野組より引揚げた現金から渡す	小野組取上げ金から渡すというのは聞届け難いが、仕方ないので、一旦大蔵省勘查局へ上納し出納寮から受け取ること
合計6,376円3銭4厘、但し為替証券4枚、これは長崎小野組の有金のうち東京第一国立銀行為替証券であり、これを添えて上申する	長崎小野組より第一国立銀行へ立替えた金6,376円3銭4厘は、小野組より振り出した未渡りの証券7,653円60銭7厘と差引きする。
小野組閉店の際に、小野組の本支店と為替取組を行っていた者へ、その手数料や証券印紙代などを支給されたい	証券印紙代のみ下渡す。手数料は支払わない。
長崎小野組支店より貸付金があるが、返納は猶予してもらいたい。	聞き届けた。
小野組長崎支店所有物の払下げを松田源五郎が出願	聞き届け難い。しかし入札価格が松田の申出価格より低ければ松田に下渡す
松田源五郎が小野組支店に勤務していた24ヶ月分の月俸が未払いである。	小野組未払いの中に組み込む。支払いについては追って本人に連絡する。
小野組閉店に関する第一回分配金の還付を記す。	第一回分配金の還付を了承。
永見作重が熊本県士族に調達するために小野組から借金したものであり、永見の借金とはしないと判断する。	事情を了解し、小野組から永見作重への貸金の残高は上林熊次郎への貸金とする。
折原弁蔵ほか3名の小野組からの借金2,046円を、平戸開産会社が閉鎖同様の状態であるため、30年賦に引き延ばしてもらいたい。	聞き届け難い。証文の通り返却できない場合は、抵当品を売却する。
長崎県が納めるべき牛馬船紋油醸造税が小野組閉店により差支えている。	小野組預金を租税寮よりの触書に照らして届け出ること
旧藩札2,068円5銭3厘を小野組長崎支店の預金から差引いて計算してもらいたい。	旧藩札2,068円5銭3厘を小野組支店預金高から引き除く。
松田源五郎家敷を借請けて小野組長崎支店を営業してきたが、宿料が未払いなので支給されたい。	閉店までの宿料は小野組負債に組込み一般の処分をする。閉店後の分は松田に下渡す。

表3. 長崎県より大蔵省への上申および回答

年・月・日	提出者	上申
		上申書表題
① 明治 7.12.14	長崎県出張所 少属鎌田定衛	出張所入費金繰替御渡方之儀願
② 明治 8.1.25	長崎県令 宮川房之代理 河内直方	長崎県下小野組支店所有品壳却方等ニ付諸入費繰替払之義窺
③ 明治 8. 2.	長崎県令 宮川房之代理 長崎県権参事 河内直方	小野組長崎支店より各庁江抵当品ニ差入候新旧公債証書之儀ニ付窺
④ 明治 8.3.2	東京小野組本店 小野善右衛門 長崎県下酒屋町 松田源五郎	長崎県下松田源五郎より同小野組支店預り置候公債証書之儀ニ付双方連印ヲ以奉願上候書付
⑤ 明治 8. 2.	長崎県令 宮川房之代理 長崎県権参事 河内直方	当県下松田源五郎より小野組負債高之内江金員差出方之儀ニ付届
⑥ 明治 8.3.7	長崎県権参事 河内直方	明治六七両年分釀造税本納方之義ニ付上申
⑦ 明治 8.3.7	長崎県権参事 河内直方	当県下松田源五郎より小野組長崎支店ニ預金高之内払済之儀ニ付窺
⑧ 明治 8.3.15	長崎県令 宮川房之代理 長崎県権参事 河内直方	小野組江対スル債主併為替証券持分各人民より届出候ニ付上申
⑨ 明治 8.3.18	長崎県権参事 河内直方	福岡県小野組併長崎三井小野組合銀行為替手形交換等出来兼候分仕訳書
⑩ 明治 8.3.18	長崎県権参事 河内直方	長崎小野組支店ヨリ第一国立銀行江対スル為替金併預ケ金之義ニ付上申
⑪ 明治 8.3.19	長崎県権参事 河内直方	小野組支店家屋敷之儀ニ付伺
⑫ 明治 8.3.20	長崎県権参事 河内直方	長崎小野組支店江内田平三郎貸借金差引之義上申
⑬ 明治 8.3.20	長崎県権参事 河内直方	当県下商民江可相渡金小野組閉店ニ付渡方差支候ニ付繰替渡伺書
⑭ 明治 8.3.28	長崎県権参事 河内直方	長崎小野組支店より引揚候節有金之内東京第一国立銀行為替証券之旨上申
⑮ 明治 8.4.10	長崎県権参事 河内直方	小野組客歳閉店際為替取組候手数料下ヶ渡方之義窺
⑯ 明治 8.4.12	長崎県権参事 河内直方	長崎小野組支店より堀算外三名江貸付金返納猶予願之義ニ付窺
⑰ 明治 8. 4.	長崎県令 宮川房之代理 長崎県権参事 河内直方	小野組長崎支店所有物御払下願出候義ニ付伺
⑱ 明治 8.5.13	長崎県令 宮川房之	松田源五郎長崎小野組支店雇勤中月俸金渡願之義ニ付伺
⑲ 明治 9.4.14	長崎県令 宮川房之代理 長崎県権参事 渡辺徹	五ヶ条ノ金員第一回分配金御下ヶ渡ニ付還物方伺
⑳ 明治 9.4.15	長崎県令 宮川房之代理 長崎県権参事 渡辺徹	管下第一大区永見作重へ元小野組支店ヨリ貸金之義ニ付伺
㉑ 明治 9.9.8	長崎県令 北島秀朝	当県管下第廿四大区平戸村開産会社折原弁藏外三名へ元小野組より貸付金加息年賦延伺
㉒ 明治 8.3.23	長崎県権参事 河内直方	壬申年牛馬船絞油釀造税納訳之儀上申書
㉓ 明治 8.4.2	長崎県権参事 河内直方	長崎小野組支店江預ケ金之義ニ付窺
㉔ 明治 8.5.14	長崎県令 宮川房之代理 長崎県権参事 渡辺徹	長崎小野組支店営業中之宿料未渡之義ニ付伺

(注) 『会計課事務簿 小野組一件大蔵省指令』(長崎県立長崎図書館所蔵、14-148-5)

条例等御達ニモ相顯シ無之決兼候 (略)

(『会計課事務簿』)

上記の二史料から、松田源五郎は小野組に雇用されていたとはいうものの、フランチャイズ契約に近い雇用形態であつたと推察できる。そのため小野組長崎支店は、松田源五郎の所有物という概念が強かつたのであろう、小野組長崎支店の所有物を払い下げるよう要求書を提出している。⁽¹⁷⁾

(史料3)

小野組長崎支店所有物御払下之義、県下酒屋町商松田源五郎ヨリ、別紙之通願書差出候ニ付、一応取糺候処、申出之趣相違無之候間、願之通御聞届相成度、則別紙願書并品評明細書相副、此段相伺候、至急何分之御指令有之度候也

(『会計課事務簿』)

この要求は大蔵省より却下されたが、小野組長崎支店の経営の一端が窺える史料である。以上の点から小野組長崎支店の経営は、現地長崎商人の主体性が相当程度存在していたことが判明するのである。勿論このことは、小野組の各支店が独立採算制であつたことに由来するのであろうが、経営の未整備が窺われる。この松田源五郎は、

別稿で触れたように、立誠会社のメンバーであつた。⁽¹⁸⁾

立誠会社は、明治三年一月に長崎の有力商人一三名が設立した「協力社」が母体であり、長崎産物会所の前貸金の回収、為替・貸金業を営んだ。翌明治四年一二月には協力社の設立メンバーである永見伝三郎・松田勝五郎・永見寛一らが「永見松田商会」を設立し、明治五年一月には「立誠会社」へと改名している。その業務内容は『立誠会社商業定則』によると、①定期預り金、②当座預り金（小切手の使用）、③当座貸越、④官公金の為替および出納取扱い、⑤古金銀ならびに損壊札交換、⑥抵当貸金、⑦本為替を第一国立銀行東京支店および大阪支店とコルレスポンデンス約定、⑧割引為替、⑨荷為替、⑩代金取立為替、⑪地金銀売買、⑫公債証書売買、⑬諸物産取次売買であつた。立誠会社は明治一〇年一二月二〇日に第十八国立銀行となり、初代頭取は永見伝三郎、二代目頭取は松田源五郎であつた。⁽¹⁹⁾

明治七年下半期には、第一国立銀行は小野組長崎支店と「コルレスポンデンス」を約定している。これにより第一国立銀行東京本店・大阪支店と小野組長崎支店との間には、お互いに通信して為替を振り出すことが可能となつた。これは『立誠会社商業定則』と内容が重なり、

立誠会社そのものが、小野組長崎支店として機能してい

(史料4)

たことを窺わせる。⁽²⁰⁾

東京第一国立銀行とのコルレスポンデンス約定に見られるように、松田源五郎が営む小野組長崎支店と、立誠会社とは実質的に同じ機能を果たしていたといえよう。

それはコルレスポンデンス約定に限らず、上記業務内容

の④や⑫などは、府県為替方として小野組が果たした機能そのものである。そのためであろう、【表3】の⑯に見られるように、立誠会社の設立主体である永見家とも金銭貸借関係が存在し、小野組長崎支店は、松田・永見兩家と深い関わりを持っていた様子が知られるのである。

(略)

(二) 長崎支店での為替方業務

小野組閉店にまつわる動産・不動産の処理や未払い給与の問題のほかに、小野組が府県為替方を営んでいたため、徵税に関する事項、為替証券に関する事項、預金に関する事項、また抵当としての公債証書のことなどが登場する。いまいくつかの例をあげて小野組長崎支店の経営の一端を紹介したい。

小野組が県の租税を扱った様子を記すものに、次の史料がある。⁽²¹⁾

長崎県における近代的銀行資本の形成要因

壬申年牛馬船絞油釀造税納訳之儀上申書

一 金八百拾七円五拾錢九厘 五拾石以上船税
一 金四百弐拾九円九拾五錢四厘 五拾石以下船税
メ 金千弐百四拾七円四拾六錢三厘

(略)

一 金九千八百七拾九円弐錢九厘 清酒税

一 金拾五円 白酒税

一 金五百五拾四円拾錢四厘 濁酒税

一 金弐百四拾弐円拾八錢弐厘 醬油税

メ 金壱万六百九拾円三拾壹錢五厘

(略)

一 金五百弐拾八円 牛馬税

(略)

一 金千八百九拾三円七拾錢

絞油税

合 金壱万四千三百五拾九円四拾七錢八厘

(略)

右者當県壬申年牛馬船絞油釀造税之内、書面之通、

小野組閉店二付上納差支候付、此段上申候也

(『会計課事務簿』)

ここに見られたように、牛馬船絞油醸造税などの租税取立業務を小野組長崎支店が行なつていたこと、およびその租税上納が差し支えていたことが判明する。また租税の上納にあたつては、旧藩札も含め上納していたことが次の史料から判明する。⁽²²⁾

(史料5)

長崎小野組支店江預ヶ金之義ニ付窓
一 押印旧藩札弐千六拾八円五錢三厘

内

平戸札 四拾八円四拾六錢九厘
佐賀札 八百弐拾四円弐拾壹錢四厘
福江札 千百九拾五円三拾七錢也

付計算差引書進達之分とも引抜、精勘相成候様仕度此段相窓候也

(『会計課事務簿』)

この史料によると、上記の旧藩札は、明治六年に租税として納める筈であったものが、租税取扱いの改正により大坂紙幣寮に納めたようである。小野組閉店に際して、これらの旧藩札二〇六八円〇五錢三厘は、小野組支店預金高の内から差し除いて計算することを要求している。

結果的にこの要求は大蔵省に承諾されている。藩札は西日本各地で地方通貨として流通し、政府貨幣を補完するものであった。しかし「廢藩置県」断行により旧藩債・藩札を引き継いだ政府は、大幅な切り捨てを行い、藩札も五〇パーセントを超える切り捨て率であったとされる。⁽²³⁾

右藩札過ル明治六年租税納として、大坂表江差登同所出張租税寮納可執斗等之処、御改正後ニテ納付不相成、依而為替券引換、東京本寮江差廻候処、藩札之儀者、大坂紙幣寮納付執斗、右証書ヲ以税納可致旨其節租税寮より当地旧出張所詰江御達有之（略）右藩札は該庁より直ニ第一国立銀行大坂支店江相預ケ候義ニ有之、今更不都合之次第候得共、特別之御俟議ヲ以、長崎小野組支店請納帳、且客歳同組閉店ニ

れたようである。⁽²⁵⁾ 山本氏が紹介された旧福山藩の事例では、明治六年五月から交換を開始している。

【史料5】

で紹介した旧平戸・佐賀・福江三藩の藩札も、山本氏が紹介された旧福山札同様「円」で表示されており、明治六年の租税として藩札を徴収することで、藩札の整理銷却を実施しているのである。この三藩は銀札圏であつたが、これが「円」表示され徵收されているのは、藩札が

「銀目」から「両」へと変化し、「円」へと至り消滅するという、我が国貨幣史の流れの中で、府県為替方が果たした役割を物語るものである。新保博氏は、切り捨てに

より無償破棄された藩札は、当時の正貨流通の二〇パーセント前後に相当していると指摘している。⁽²⁶⁾ このことは通貨流通量の圧迫であつたから、当然金融状況を悪化させるものであつたろう。

次に地方金融における通貨供給面を担つた小野組長崎支店内部における貸付業から、その経営の特質を分析したい。次の史料は、松田源五郎が、小野組長崎支店よりの借金の抵当として、差し入れた新旧公債証書を返却してもらいたい旨を、大蔵省勘查局に申し出た際のものである。⁽²⁸⁾

（史料6）

長崎県における近代的銀行資本の形成要因

長崎県下松田源五郎ら同所小野組支店預り置候公債証書之儀ニ付双方連印ヲ以奉願上候書付

小野組長崎支店ニ於而、松田源五郎ら貸金之抵当ニ預り置候新旧公債証書御下方之儀、源五郎ヨリ奉出願、尚又之買入候際、自分別条之出金も致居多分之損失難渋之趣ヲ以再願ニ及候得共、小野組ニ於テハ

度此段示談之上連印ヲ以奉願上候（略）

合計金三千〇〇弐円四拾六錢九厘 但抵當金高本文之通

右金額源五郎ヨリ上納仕候ニ付公債証書御下渡被下度此段示談之上連印ヲ以奉願上候

（『会計課事務簿』）

ここから小野組長崎支店では、その支配人たる松田に貸金をしていることが分かる。その一方で松田源五郎は、小野組長崎支店に預け金があり、その返済を要求し大蔵省より承認されている事実が【表3】の⑦より判明する。

渋沢栄一は、その回顧談において、第一国立銀行（三井小野組合銀行）は開設当初、三井・小野が資金を出し、三井・小野が借り出して事業を行なつていたことを語っているが、⁽²⁹⁾ 小野組長崎支店においても同様のありさまであつた。

また抵当が公債証書であったのは、この時期には、公

債が最も有利であり安定的な投資対象であつたためであろう。石井寛治氏の研究によると、三井組での官金預かり高約四四八万円に対する抵当約四五六万円の内訳は、全体のほぼ半分が各種の公債であり、残りの半分が地券と株券であった。⁽³⁰⁾ 当初の国立銀行の主たる業務は、公債所有と貸付金であつたが、このことは、近代的信用制度が未整備な段階では、貸付金の比重が大きく、貸付金は主に資本金に依存し、自己資本を貸付ける利貸資本的性格が強かつたことが指摘されている。⁽³¹⁾ この時期の小野組長崎支店も、同様の性格を有していたと判断できるのではないだろうか。小野組破綻後、銀行類似会社段階の立誠会社は、国立銀行条例改正によつて、第十八国立銀行設立へと至る過程のなかで、このような性格を止揚し、近代的銀行資本へと成長するのである。

ところで三井小野組合銀行との間には、為替手形の交換業務を行なつていたが、三三四三円四九錢八厘の為替手形が、交換不能となつたことを大蔵省に通達しているのが【表3】の⑨である。三三四三円四九錢八厘のうち、二円〇八錢八厘は戻入があり、残額の三三四一円四一錢については、大蔵省からは「上申之趣為替手形弐枚之内金三千三百四拾壹円四拾壹錢の手形ハ、第一国立銀行ニ

於テ交換不相成上ハ、其県下小野組支店預ケ金江引戻シ計算相立候儀ト可相心得事」とあり、小野組長崎支店の預り金から差し戻すことが命じられている。⁽³²⁾

小野組が經營破綻し、為替手形の不渡りを出した様子を記すものとして、次の史料がある。⁽³³⁾

(史料7)

小野組客歳閉店際為替取組候手数料下ヶ渡方之義
窺

当県租税其他諸上納金并経費金等、御下ヶ渡有之分共、客歳小野組閉店際、県地并当地元出張所ニおゐて、同組本支店為替取組証券郵便途中同店閉鎖および其金員追々御届、且去月確証進達調査相済候処、右為替手数料は下ヶ渡可然哉、又ハ実際不通之事ニ付帖用致シ候、証券印紙代而已下ヶ渡可申哉、至急

御指揮被下度候也

明治八年四月十日

長崎県権参考事 河内直方 (印)

大蔵卿 大隈重信殿

同之趣小野組為換不渡之分手数料之儀、未払之分は此際相払ニ不及、証券印紙代価ノミ下ヶ渡置候様

可致事

明治八年四月十八日

大蔵卿 大隈重信 (印)

『会計課事務簿』

この史料に見られるように、県租税その他の上納金などを小野組の本店・支店間での為替取組によつて郵送していいたところ閉店となつた。この府県上納金に関する為替手数料を小野組に支払うべきか、あるいは証券印紙代のみで良いのかを、長崎県が大蔵省に質問しているのに対し、大蔵省の回答は、小野組が不渡りを出した為替手形の手数料の支払いは拒否し、証券印紙代のみ支払うといふものであった。県側に有利な裁定であったのは、小野組の経営破綻が、県財政・地方金融を梗塞させる危険があるとの判断に基づいたためであろう。

宮本又次氏は、小野組の破綻要因として、①営業方針の放漫性、②為替方抵当物件に関する規則の改正に対応できなかつたこと、③財界の一般的不安、④経営機構の改善が困難で近代化が遅れたこと、⑤内部の対立や人材不足があつたこと、⑥小野組転籍事件で長閼の恨みをかつたこと、⑦小野組の放漫性に当局が目をつけていたこと、の諸点をあげておられる。⁽³⁴⁾ 小野組は経営機構の改善

が困難で近代化が遅れたと評価されているが、経営的失敗要因としては、投機性の高い生糸相場への参入や、価格変動の激しい生糸相場で生糸輸出業務を展開したこと、固定資本形成の高い鉱山経営へ進出したことの他にも、貸付金の回収の不手際や、米穀売買の杜撰さがあげられている。⁽³⁵⁾

貸付金の回収の不手際に関しては、府県為替方は、米穀売買と結びつきその機能をなしたのであり、地方に支店網を張つていた小野組にとつては、府県為替方と貢米買請業務は経営上有利な要素であつた筈である。しかしあまりに手広く地方に展開していたことは、米穀市場の狭隘な当時としては、代金回収に支障をきたす危険性を併せ持つことにもなつた。また米穀売買の杜撰さに関しては、小野組が内部で米穀売買を行なつていていたことが指摘されている。⁽³⁶⁾ 独立採算性を取つていていたのだから、支店間で取引があること自体は決して問題ではないが、小野組全体として会計が存在しなかつたようである。全体としての收支決算がない支店間の転売は、実体経済を成立させるものではない。正に経営機構の近代化が遅れていたということなのである。

このような放漫経営を行なつていていた小野組に破綻の転

機が訪れたのは、為替方に対する政府の方針転換が通達された明治七年二月であつた。この時政府は、「各府県為替方設置手続及び為替規則」を修正し、為替方は毎年取扱うべき金額の概算三分の一を担保とすることを決定した。さらに同年一〇月二二日に再修正を施し、担保額を預金相当額に引き上げ、同年一〇月二十四日には追加担保の提出期限を一二月一五日限りとする旨を通達したのである。ここに追加担保の提出が期限内には不可能であると悟つた小野組は、同年一一月二〇日に大蔵省に整理を嘆願し、その他諸官庁・各府県庁へ為替方辞退を出願するに至つた。⁽³⁷⁾ 小野組の出願を受け、大蔵省は勘查局を設け調査に着手して、各府県へ検査員を派遣し、翌明治八年一月二十五日に第一回の負債処分方法を決定した。この案は、太政官に提出され、同年四月十九日に太政官から承認を受け、その後明治九年一〇月には大蔵省から最終的解決案が提示された。⁽³⁹⁾

同時期に島田組も破綻したのであるが、三井のみ存続し得た理由を巡っては諸説ある。三井がこの危機を回避し得た要因として、もちろん從来言われてきた政府による「保護説」も全否定されるものではないが、大蔵省との関係が蜜であつた番頭の三野村利左衛門が、いちはや

く抵当増額の情報を掴み、オリエンタル・バンクからの借入金で、その資金を調達したという、石井寛治氏による「外資説」がまずあげられるべきであろう。⁽⁴⁰⁾ このような危機を克服することで、三野村による三井の経営改革が実施されたのである。三野村は、三井の金融事業を三井銀行の創設によって近代的銀行業へと脱皮させ、また呉服業に代わって三井物産を設立することで、豪商三井を近代的商業金融業者である三井財閥へと発展させる基礎を築いた人物である。⁽⁴¹⁾ 井上馨や渋沢栄一らが、三井に対して「真成之銀行」設立を期待していたことは夙に有名であるが、これに対応すべく三野村は、明治七年には三井家の家政改革を断行し、三井諸事業における三井同族の所有と経営の権限を制限し、所有と経営が分離する近代的経営への転換を図つてている。さらに明治九年にも三井家同族に対しても苛酷な改革を断行している。このような改革は、江戸時代よりの経営の否定ではなく、むしろ「大元方」などの経営システムをより進化させたものであるとも評価できる。我が国の金融業者は、前近代より今日の銀行機能の大部分を有していたものの、「所有と経営の分離」という近代的経営組織体への脱皮は遅れていた。このことをいち早く実施し得た三井と、小野組

との相違は大きなものであつたといわざるを得ない。こ

のような改革なくしては、たとえこの時の危機を克服したとしても、早晚破綻は免れぬものであつたろう。

以上のような過程を経て小野組は、その歴史を閉じた。

「政商資本」は、我が国における前期的性格を持つ商人資本であり、近代国家の財政・金融の統一過程における過渡期にこそ、その存在意義を持った資本であつた。そのため石高制に基づく正米納から、金納への移行過程での買請石代納制の採用や、藩札における銀札から金札への変化そして「円」表示への展開、さらに藩札の整理銷却の実施などの歴史的過程でこそ、彼らの存在は大きな意義を有していた。したがって、旧幕時代からの財政・金融の連続性のなかで彼らは存在し、やがて「新貨条例」「地租改正」などの維新时期経済政策断行のなかでは、その機能を大いに發揮したが、金融・財政の統一が完了し、近代的経済体制が成立すると、その存在意義は喪失したのである。その結果、三井のごとく近代的商業資本・銀行資本・産業資本へと移行することが出来なかつた場合、消滅するのは歴史的必然であつた。小野組の場合、府県為替方として経営を拡大し、米穀取引が経営の中核をなしていた以上、買請石代納制停止による消滅は

避け難かつたのである。

三 第一国立銀行株券問題

小野組破綻後は、長崎の商人とりわけ立誠会社にとつては、大蔵省為替方の地位を三井組より奪つた第一国立銀行との為替関係が、自らの経営基盤にとつて重要な意義を持つようになつた筈である。その第一国立銀行株券は、従来抵当として認められていなかつたが、小野組破綻の直後に認められことになつた。⁽⁴³⁾ 立誠会社の永見伝三郎・永見寛二・松田勝五郎の三名は、それぞれ金二万円（株証券一〇〇枚）・一万五〇〇〇円（同一五〇枚）・一万五〇〇〇円（同一五〇枚）、合わせて五万円の東京第一国立銀行株券を所持していた。そのため、小野組破綻の際に大蔵省へ収公された第一国立銀行株券をめぐつては、明治七年一二月二十五日に返還を長崎県に出願し、その後も明治八年三月に再願している。県側も大蔵省に対し返還を要求しており、明治八年三月二十四日には三名への返還が実現している。次の史料は、再願の際の控書である。⁽⁴⁴⁾

（史料8）

控 第一国立銀行株券小野組へ預ケ置候義御推問ニ

付奉申上候書付

以外の引合などは無い、

当会社ヨリ永見伝三郎永見寛二松田勝五郎ノ第一國立銀行株券合高五万円御本県下小野組支店へ預ケ置

候義ニ付御推問ノ趣奉承知候、右ハ一時保護ノ為相

預置借用金ノ抵當ト申義ニ無之、尤兼テ極度ヲ以借
貸ノ取引ハ致來居候得共、同組閉店ノ際差引残金四

千五百余円速ニ返却相済、其外当会社ハ勿論三名ト

モ同組ニ対シ引合等ノ義決而無之、且又第一國立銀
行ヘハ從前ヨリ当会社并三名自己トモ取引致候義無
之、現今却テ預ケ金有之候、從株券ニ対シ引合等ノ
筋一切無之候、此段御推問ニ付奉申上候以上

明治八年三月十二日 御本県下立誠会社代理

松田 源五郎 (印)

御在京

長崎県権參事

河内 直方殿

(『会計課事務簿』、傍線引用者)

この史料では、

長崎県 御中

①立誠会社の三名が小野組長崎支店に第一國立銀行株券

を預けたのは、一時保護のためであり借金の抵當では
ない、

②また小野組閉店の際に差引残金を返却しており、それ

③東京第一國立銀行とは從来取引はなく、却つて今にな
つて預け金がある、
という説明をしている。果たしてこの説明は事実なので
あろうか。これに対し、大蔵省の検査寮が、長崎県側
に提出した報告では、次のように記されている。
(史料9)

御県下立誠社ヨリ小野組江為抵當差入有之候第一國立銀行手形之儀者、今般同社ヨリ金四千五百円余返却相成候、就而者右株手形同社江差戻候共、同組ト
取引決算上於テ不都合無之儀ニ候ハ、差向銀行條例云々ハ不関、右株手形同社江不苦旨、今般検査頭ヨリ達ニ付、下ケ渡方可然御取計可被成此段及御掛合候也

八年三月九日

検査寮第十四等出仕 沢柳信任

検査權大属

野口久敬

(『会計課事務簿』、傍線引用者)

この報告では、第一國立銀行株券は抵當と判断されており、四五〇〇円の借金を全額返還したので、立誠会社に返還するという論理になっている。当然こちらの見解の

方が妥当性はあるだろう。いっぽうの当事者である小野組に対しても調査は行なわれており、その報告書が次の史料である。⁽⁴⁶⁾

(史料10)

立誠会社ヨリ預り置候第一国立銀行株券ノ儀御尋ニ附奉申上候書附

御本県下立誠会社ヨリ永見伝三郎永見寛二松田勝五郎三名ノ第一国立銀行株券合五万円保護ノ為メ預リ

置候儀ニ附御尋問ノ趣奉承知候、右社ニ対シ貸借ノ取引ハ残金四千五百余円先般請取済、別ニ引合等一切無之、勿論右三名且株券ニ対シ引合ノ儀等決テ無之、此段御尋ニ附奉申上候以上

長崎小野組名代

北邑 兵助 代理

明治八年三月十二日 山口 輿平 (印)

長崎県権參事 河内 直方殿

(『会計課事務簿』、傍線引用者)

この史料には具体的に抵当である旨は記されていないが、貸借の残金を預かったことと、別の引合は一切無いこと

が記されており、先の控書に記された三点の骨子のうち、前二者について判明する。まず小野組側としても、第一

国立銀行株券は貸金四五〇〇円の抵当と認識しており、先の松田の認識と異なる。次にその借金返済後に關しては、立誠会社と小野組との間には取引關係は一切存在しないということに關しては、両者の見解は一致している。では、最後の立誠会社と第一国立銀行との關係は、どうであったのか、当事者三名が長崎県に提出した願書から見てみたい。⁽⁴⁷⁾

(史料11)

銀行株券之儀ニ付再願書

一 私共所有之第一国立銀行株券五万円御下ケ渡被下度旨、明治七年十二月廿五日出願仕置候処、

今以御沙汰不被為成下内、猶亦此度強而出願仕候は恐入候得共、内実私共身分相應之限額ヲ以、

東京第一銀行と為替取引之道を相開、社業を勉励仕度存意ニ付、當今右談合中之処、前額之株券スラ確と所持不致居候而は、銀行ニ於テ彼是懸念致シ調談ニ至リ兼、實ニ困難仕候儀ニ付、何卒右等御賢察被成下、至急御下ケ渡被成下度、此段乍恐再願仕候也

明治八年三月十一日 永見 伝三郎 (印) 銅座町

酒屋町

松田 勝五郎 (印)

東浜町

永見 寛一 (印)

長崎県令宮川房之殿

前書之通奉願候ニ付取調候処情実相違無御
座候、依之奥印仕候也

副区長代理 戸長

本多 親秋 (印)

(『会計課事務簿』、傍線引用者)

この史料から、小野組破綻後を模索する立誠会社としては、第一国立銀行との為替取引を開始し、それによつて同社の經營を行なつていくつもりであるが、それにあたつては、同銀行の株券を所持している必要があるというのである。したがつて、先に見た『立誠会社商業定則』の中に見られる、第一国立銀行とのコルレスポンデンス約定というのは、実態として小野組長崎支店であるが故に果たし得るもので、この段階では立誠会社自体に帰属していなかつたのである。しかし、小野組破綻後の立誠会社としては、その存続をかけて、第一国立銀行との為替取組を独自に実現し、中央と長崎とを結びつけ、県下

における金融業の中核的地位を維持せねばならなかつた。また同時に、小野組破綻による金融梗塞を開けるためには、銀行類似会社である立誠会社（のち第十八国立銀行）が、小野組長崎支店という枠から離れ、独自に第一国立銀と為替取引していくことが必要であつた。その結果、明治八年三月二十四日に第一国立銀行株券の返還が実現した。さらに同年六月に立誠会社は長崎県為替方に任命され、官公金の為替および出納を取扱うこととなつた。⁴⁸このことは、立誠会社を近代的銀行經營に向かわせ、やがて国立銀行へと向かう基盤を形成する意味を持つたのである。

したがつて、小野組の破綻という事実は、長崎の利貸資本であつた立誠会社が、近代的銀行資本へと脱皮していく上で大きな契機となつたのである。

結 び

明治初期に政府の為替方として活躍した政商小野組は、地方に展開することで、その經營基盤を築こうとしたのである。また近代的銀行信用機構が未整備な段階においては、政府も府県も金融活動を中央の政商に依存せざるを得なかつた。とりわけ、租税の金納化による国庫の統

一という課題に対応するために実施された買請石代納制では、府県為替方を担つたことは、彼ら政商資本を有利にし、米価の地域間格差を利用した政商の蓄財に有利な条件を提供した。また旧藩札や官札を整理・銷却し、新貨幣への統一を図り、「円」へと転換する政策にも彼らは貢献した。このような財政・金融の統一過程での過渡期にこそ、政商はその存在意義を有していたのである。

しかし、買請石代納制が停止し、彼らの有利な条件が無くなつたことは、米穀取引が大きな比重を占めていた

小野組には打撃であった。また政府による財政の一元化が進行する過程で、租税取扱いの方針が変更し、証拠金の追加を求められた際には、経営の近代化が図られる前に拡大し過ぎたために支払いきれず、その経営は破綻することとなつた。

この小野組が展開した地方の一つに長崎県があり、近世後期以来の長崎の高利貸商人である永見家・松田家が設立した銀行類似会社・立誠会社と提携していた。松田源五郎と永見伝三郎によつて設立された第十八国立銀行については、既に別稿で述べたように、近世以来の金銭貸借関係を継続しながら、協力社・立誠会社という銀行類似会社を経て、国立銀行へと成長を遂げたのである。

その際、長崎の市中貸付の発展として、近隣諸藩の長崎蔵屋敷を介した大名貸しへと発展する中で、周辺地域への金融市场として長崎が発展し、その機能を第十八国立銀行も継承したのである。すなわち、前近代的な利貸資本と近代的銀行資本が人格的に継続し、かつ営業基盤も継続性を持つたのである。我が国の財政・金融史においては、前近代からの連続性のなかで、その経営内部において近代的経営へ変革し、近代的銀行資本段階を迎えるものも存在したのである。

本稿で取り上げた長崎の利貸資本の場合、近世以来の伝統的な経営基盤に立脚し、経営の人格的な連續を保持しつつ、近代的金融機関へと展開したのである。その契機となつたのが、小野組の破綻であつた。これを契機として、立誠会社自体が、第一国立銀行と為替取引業務を行ふことで、小野組破綻後の金融梗塞打開に重要な役割を担うとともに、長崎における金融業の中核として存続することになる。すなわち、近代的銀行資本へと発展する契機となつたのである。同時に、官金預金に依存することの危険性を目の当たりにしたこと、民間預金を主体とした近代的銀行資本への発展契機として重要であつた。

表4. 第十八国立銀行の主要株主（上位10位）

	明治 10 年		明治 20 年		明治 30 年	
総株数	1,600 株 (1 株 100 円)		2,500 株 (1 株 100 円)		5,000 株 (1 株 100 円)	
株主上位者	永見伝三郎	200 株	永見徳太郎	270 株	松田庄三郎	650 株
	松田勝五郎	120 株	松田勝五郎	150 株	松田源五郎	480 株
	松田源五郎	100 株	松田源五郎	150 株	高見 和平	425 株
	高見 和平	50 株	高見 和平	135 株	松田 精一	304 株
	高見猪三郎	50 株	赤瀬 保次	113 株	永見徳太郎	300 株
	永見徳太郎	50 株	高見猪三郎	100 株	松田 ミナ	251 株
	永見得十郎	50 株	早瀬 一学	100 株	赤瀬 保次	180 株
	永見米吉郎	50 株	浅田重三郎	67 株	肥塚与八郎	125 株
	永見 寛三	50 株	永見 寛三	60 株	肥塚与八郎	124 株
	高石 文治	50 株	鶴野熊三郎	60 株	永見幸三郎	100 株
	松田庄三郎	50 株	肥塚与八郎	60 株	山田又三郎	100 株
	永見庄三郎	50 株			浅田重三郎	100 株
					永見 寛三	100 株
					松田 英三	100 株
					松田 棒	100 株
					松田 千歳	100 株
永見家	8 名	489 株	30.56%	10 名	580 株	23.20%
松田家	6 名	335 株	20.93%	7 名	508 株	20.32%
	14 名	824 株	51.50%	17 名	1,088 株	43.52%
				17 名	2,820 株	56.40%

(出典) 『百年の歩み』(第十八銀行、1978年) より作成

このことは、第十八国立銀行内部の永見家と松田家との関係にも相違を生み出していくことになる。【表4】のごとく、第十八国立銀行の持株比率は、明治一〇年には永見家三〇・六パーセントに対し、松田家二〇・九パーセントであり、永見家優位であったものが、同一〇年には永見家二三・二パーセントに対し、松田家二〇・三パーセントと、ほぼ対等になり、同三〇年には永見家一四・三パーセントに対し、松田家四二・一パーセントと逆転するのである。⁽⁴⁹⁾ 小野組破綻を自身の問題として受け止めざるを得なかつた松田源五郎との相違も、両者の逆転の要因であろう。永見家は、天保期以来長崎の利貸資本として、長崎市場において重要な地位を占め、長崎商人を主導する立場にあつたのだが、近代的銀行資本となつたとき、自己資本を主体とした利貸資本としての性格を止揚しきれず、松田家に主導権が移つたのである。

以上のごとく、維新期における前代の財政・金融から、近代的統一財政への過渡期に存在した政商資本との関係のなかで、長崎の利貸資本は、近代化への歩みを開始したが、政商の破綻は、利貸

資本的性格を止揚し、近代的銀行資本へと至る資本形態の転換要因となつたのである。

注

(1) 拙稿「幕末期長崎商人間の株移動」『中央史学』一四号、同「幕藩制下の商人資本と藩権力」(藤野保先生還暦記念会編『近世日本の社会と流通』雄山閣、一九九三年)、同「近代移行期の長崎と日朝貿易」『中央史学』一七号。

(2) 朝倉孝吉『明治前期日本金融構造史』(岩波書店、一九六一年)五三、五五頁参照。

(3) 宮本又次『小野組の研究』(大原新生社、一九七〇年)。

(4) 宮本氏以前に小野組を扱った研究としては、吉川秀造「小野組閉店処分に関する史料」(同志社商学)第4卷第5号)、同『明治財政経済史研究』(法律文化社、一九六九年)、朝倉孝吉『明治前期日本金融構造史』(岩波書店、一九六一年)、加藤幸三郎「政商資本の形成」(楫西光速編『日本経済史大系5・近代上』東京大学出版会、一九六五年)がある。また『第一銀行史・上巻』(第一銀行八十年史編纂室、一九五七年)一八七(二三五頁では、「小野組破綻と當行業務の刷新」という項目を設け、小野組破綻が第一銀行の経営刷新に与えた影響を述べている。その他にも明治期の財政史・金融史研究の中では、小野組について触れたものは多い。ここでは、主に山本

有造「明治維新期の財政と通貨」(梅村又次・山本有造編『日本経済史3・開港と維新』岩波書店、一九八九年)、同『両から円へ』(ミネルヴァ書房、一九九四年)、新保博『近代日本経済史』(創文社、一九九五年)、深谷徳次郎『明治政府財政基盤の確立』(御茶の水書房、一九九五年)、石井寛治『近代日本金融史序説』(東京大学出版会、一九九九年)、小岩信竹「明治維新期の経済政策」(石井寛治・原朗・武田晴人編『日本経済史1・幕末維新期』東京大学出版会、二〇〇〇年)などを参考した。小野組の破綻に対し、地方の金融資本がどのように対応したのかについては、大井孝男「長野県における近代的金融機関の草創」「信濃」一四巻位一〇号や、木村晴寿「明治十年代長野県為替方の経営」「松商短大論叢」五〇号が存在する。

(5) 宮本又次註(3)前掲書参照。

(6) 宮本又次註(3)前掲書参照。
(7) 宮本又次註(3)前掲書参照。

(8) 中井信彦「商人地主の諸問題」(歴史学研究会編『明治維新と地主制』岩波書店、一九五六)、加藤幸三郎註(4)前掲書。

(9) 宮本又次註(3)前掲書参照。
(10) 加藤幸三郎註(4)前掲書参照。
(11) 宮本又次註(3)前掲書参照。

(12) 杉山和雄「金融制度の創設」(楫西光速編『日本經濟史大系5近代上』(東京大学出版会、一九六五年) 参照。

(13) 深谷徳次郎註(4)前掲書第2章参照。

(14) いまとその内訳を示すと、以下のごとくである。①「小野組小手形一件」(十四一一一九一六)、②「小野組一件管下達並指令」(十四一一三九一六)、③「小野組一件官省達留」(十四一一四〇一六)、④「小野組一件勘查局往復」(十四一一四一一一)、⑤「小野組一件官省伺届」(十四一一四三一五)、⑥「小野組一件諸方往復」(十四一一四七一四)、⑦「小野組一件大蔵省指令」(十四一一四八一五)、⑧「小野組一件東京往復」(十四一一五〇一六)、⑨「小野組一件往復」(十四一一五〇一六)、⑩「小野組現金元帳」(十四一一五二一四)、⑪「小野組負債上納証」(十四一一四二一五)、⑫「小野組負債分配金内訳」(十四一一四三一二)、⑬「小野組負債分配金上納内訳帳」(十四一一四三一二)、⑭「小野組負債分配一件」(十四一一五四一四)。

(15) 「会計課事務簿(小野組一件大蔵省指令)」(長崎県立長崎図書館所蔵、十四一一四八一五)。

(16) 「会計課事務簿(小野組一件大蔵省指令)」(長崎県立長崎図書館所蔵、十四一一四八一五)。

(17) 「会計課事務簿(小野組一件大蔵省指令)」(長崎県立長崎図書館所蔵、十四一一四八一五)。

(18) 拙稿「近代移行期の長崎と日朝貿易」『中央史学』一七号

(19) 『百年の歩み』(十八銀行、一九七八年) 一二一六

頁参照。

(20) 朝倉孝吉註(4)前掲書五四頁、ならびに宮本又次註(3)前掲書五六七、五七八頁参照。なお宮本氏は既に同

書において、立誠会社が実質的に小野組の長崎支店であったと指摘されている。

(21) 「会計課事務簿(小野組一件大蔵省指令)」(長崎県立長崎図書館所蔵、十四一一四八一五)。

(22) 「会計課事務簿(小野組一件大蔵省指令)」(長崎県立長崎図書館所蔵、十四一一四八一五)。

(23) 新保博註(4)前掲書四二頁参照。

(24) 山本有造『両から円へ』(ミネルヴァ書房、一九九四年) 三三頁参照。

(25) 山本有造註(24)前掲書二六五頁参照。

(26) 山本有造註(24)前掲書二六八頁参照。

(27) 新保博註(4)前掲書四二頁参照。

(28) 会計課事務簿(小野組一件大蔵省指令)」(長崎県立長崎図書館所蔵、十四一一四八一五)。

(29) 『第一銀行史』上巻(第一銀行八十年史編纂室、一九五七年) 一七五頁参照。渋沢栄一は、「試みに第一国立銀行の經營当時のことを調べてみると、たいてい三井

と小野が出金、三井と小野が其の金を借りて、悪くいえば「馳ごつこ」見たような商売をして、新しい方面に得意を開くということは、十にして一もないような有様であつた。」と語っている。

(30) 石井寛治註(4)前掲書一五〇頁参照。

(31) 深谷徳次郎註(4)前掲書八二頁参照。

(32) 会計課事務簿（小野組一件大蔵省指令）（長崎県立長崎図書館所蔵、十四一一四八一五）。

(33) 会計課事務簿（小野組一件大蔵省指令）（長崎県立長崎図書館所蔵、十四一一四八一五）。

(34) 富本又次註(3)前掲書参照。

(35) 宮本又次註(3)前掲書参照。

(36) 井上馨は、小野組の米穀取引について次のように発言している。

「所が小野組といふ者が居るだネ。三井・小野、夫からもう一つ島田。さうすると馬関で米を買つたり何かするから、其筋は私には分る。小野組の出張所がやはり馬関にある、広島にもあり、大阪にもある。実際調べて見ると、馬関で小野組のやつが、仮に米を売るぜ。売ると之を広島の小野組の奴等が買ふのだ。損をしても益をしても、何にもなりはせぬ話だらう。それから又広島の方を調べて見ると、大阪の方で売つたやつを又広島の方でそれを買つたりすると言ふ様な事を、仲間に入つてやつて居ると云ふ事を見出した。」

（『世外井上公伝』第2巻）。

(37) 宮本又次註(3)前掲書参照。

(38) 『太政類典』第2篇第3類、第百六十二巻、産業三・商業四。

「就テハ償還ノ金額十分ノ五分五厘ニテ、則チ新公債証書実額金員ヲ以悉皆支消ノ賦ニ稍相当候間二十二ヶ年賦年四朱ノ利付ニ当ル割合、官金ノ分ハ右ヲ以弁償為致候方可然奉存候。自然此儀御許容ノ上ハ、各人民ヨリ引負

長崎県における近代的銀行資本の形成要因

ノ分モ右ニ準拠、新公債証書ヲ以テ支消ノ儀ヲ請求候債主ヘハ、右証券ヲ以支消為致、若シ現金ヲ要請候債主ヘハ、追々所有品売却ノ集合金ヲ以、其不足金ノ歩合ヲ減シ一時現金償却ノ処分ニオヨビ可然」

この案によると、処分内容は次のようになる。

イ・債権額の五五パーセントを償却する。

ロ・当時の新公債証書の時価が額面の五五パーセントであつたので、官・民ともに公債証書を以て

償却する。

ハ・現金を希望する者には、所有品を売却し債権額の五五パーセントを支給する。

(39) 『太政類典』第2篇第3類、第百六十二巻、産業三・商業四。

「小野組負債第一回分配ノ儀ハ客歳八月三十一日上申候處、九月二十日御指令ニ依リ負債高ノ三分五厘（即チ百円ニ付三十五円ノ割）ハ既ニ支消相済、残財産ノ内貸金取立残額等巨多有之候ヘドモ、該負債者タルヤ十中八九ハ貧苦ノ間ニ艱難スル者ニ有之、何分俄ニ取立難相成、又物品中當時ニ遺存セシモノハ多少ノ事故有之者ニテ、是又輒ク売却相成候者ニ無之候ヘトモ、百方丹誠為致、漸ク現今マテ聚合スル金員凡ソ七十二万円余ノ概算ヲ得ルニ至レリ。此上ハ多少ノ月日ヲ費シ候共、徵収スヘキ金員ノ目途ハ僅々些少ナルヲ以テ、各債主へ協議及ヒ候処」

ここに見られるごとく大蔵省は、第一次分配ののち、明治九年十月までに七二万円余の収入の見通しが立ち、

残金七二万円余りを分配することで最終決着をつけるとした。この太政官への上申書には、小野組負債額（甲号）、千円以上の債主が居住する府県への達案（乙号）、小野組の嘆願書（丙号）、勘査局意見書（丁号）などが付されていた。その小野組嘆願書によると、返済計画は以下のとくであった。

イ・小野組の負債総額五三六万円余のうち、第一回

償却分一八七万円余を差引いた残額が三四八万

円余（うち官金二七六万円余）であった。

ロ・千円以下の債主は人数にして二千八百人余であるが、金額にすれば八万〇五〇〇円に過ぎない

ので、この分は全額現金で償却する。

ハ・千円以上の民間の債権額六三万五〇〇円余、

人數にして一三四人に対しては、官金同様に年二分の利子を付けて、明治九年から四六ヶ年賦

で弁済する。

ニ・七二万円を利用して、官民合わせて三四八万円

余の負債に対する旧公債証書額面額を時価で買

い入れ、これを以て弁済する。

ホ・前記ニの利子は、千円以上一万円未満の分は、明治九年から二九年間毎年支払い、三十年目に残り一七年分を一括して支払う。一万円以上の分は、三〇年間小野組に据置き、三十周年目に残り一六年分と合算して支払う。

石井寛治註（4）前掲書第二章参照。

安岡重明『財閥形成史の研究』（ミネルヴァ書房、一

九七〇年）、同『増補版財閥形成史の研究』（ミネルヴァ書房、一九九八年）、宮本又郎『日本の近代11・企業家たちの挑戦』（中央公論社、一九九九年）。

（42）宮本又郎註（41）前掲書一〇四頁～一〇六頁参照。

（43）石井寛治註（4）前掲書一五三頁参照。

（44）『会計課事務簿』（長崎県立長崎図書館所蔵、十四一

一四九一四）。

（45）『会計課事務簿』（長崎県立長崎図書館所蔵、十四一

一四九一四）。

（46）『会計課事務簿』（長崎県立長崎図書館所蔵、十四一

一四九一四）。

（47）『会計課事務簿』（長崎県立長崎図書館所蔵、十四一

一四七一四）。

（48）註（19）前掲書一五頁参照。

（49）拙稿「近代移行期の長崎と日朝貿易」『中央史学』一

七号。